

平成 29 年第 2 回定例会 総務常任委員会記録

開 催 日 時	平成 29 年 6 月 15 日 午前 9 時 00 分～ 平成 29 年 6 月 15 日 午後 0 時 07 分	召集場所	第 3 委員会室
付 託 事 件	議案第 50 号 西予市移住交流体験施設設置及び管理条例制定について 議案第 51 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について 議案第 55 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について 議案第 56 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）		
出 席 委 員	菊池 純一	加藤 美香	信宮 徹也
	河野 清一	井関 陽一	宇都宮 明宏
	森川 一義		
説明員	総務企画部長 宗 正弘	情報推進課長 宇都宮明彦	危機管理課長 垣内 俊樹
	監理用地課長 片山 武彦	税務課長 浜田 直浩	まちづくり推進課長 和氣岩男
	総合政策課長 藤井 兼人	財政課長 山住 哲司	消防長 西川 伝
	消防総務課長 佐藤 克也	教育総務課長 沖村 智	生涯学習課長 小玉 浩幸
	野村教育課長 岡上 昌造	文化体育振興課 土居眞二	会計管理者 山口 正人
	会計課長補佐 板倉 公三	防災課長 樫本 高明	監査事務局 大塚 勝典
	議会事務局長 道山 升文		
傍聴者	なし		
加藤副委員長 菊池委員長 加藤副委員長 宗総務企画部長 菊池委員長 菊池委員長 宇都宮総務課長 菊池委員長 宇都宮明宏委員 菊池委員長	開会宣告を行う。 （開会 午前 9 時 00 分） 挨拶を行う。 宗総務企画部長に挨拶を促す。 挨拶を行う。 議案審査に入る旨を告げる。 【総務課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号） について、説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 暫時休憩を願う。 暫時休憩を告げる。（9：11～9：12） 再開を告げる。		

菊池委員長 浜田税務課長 菊池委員長	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号 総務課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(9 : 12～9 : 13) 再開を告げる。 【税務課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号税務課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(9 : 16～9 : 17) 再開を告げる。
菊池委員長 宇都宮情報推進課課長 菊池委員長	【情報推進課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号情報推進課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(9 : 20～9 : 21) 再開を告げる。
菊池委員長 垣内危機管理課長	【危機管理課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 資料により説明を行う。

菊池委員長	質疑を諮る。 暫時休憩を告げる。(9:22～9:23) 再開を告げる。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号危機管理課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(9:24～9:25) 再開を告げる。
菊池委員長	【財政理課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。
山住財政課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号財政課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(9:30～9:32) 再開を告げる。
藤井総合政策課長	【総合政策課所管】 議案第 55 号 西予市過疎地域自立促進計画の変更について、説明を求める。
井関委員	資料により説明を行う。 これらの 6 事業ですが、これらは申請した段階で全て認められる内容となっているのでしょうか。
藤井総合政策課長	過疎計画の変更については、事前に県との協議を十分に行い、県の方からご指摘等をいただきながら、計画を策定いたしまして県の方から承認をいただいております。そのあと、県を通じて国の方へ申請をする予定でございます。また、議会の議決の写しを添えて報告するような形になっております。
菊池委員長	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。

菊池委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 55 号総合政策課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(9 : 38～9 : 39) 再開を告げる。 続いて、議案第 56 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について、説明を求める。
藤井総合政策課長 信宮委員	資料により説明を行う。 私、総務初めてなので教えていただきたいのですが、それぞれの地区で、辺地度点数というものが出ていると思うのですが、それがどういうものなのか教えていただきたいのと、今回 2 ヶ所について点数が変わっているんですけど、その点数は何の基準になるのか教えていただけますか。
藤井総合政策課長	まず辺地の要件についてご説明させていただきます。辺地の当該区域内におきまして、固定資産課税台帳に登録された、宅地 3.3 m²あたりの価格が最高の価格である地点をまず中心と設定いたします。 その中心を含む 5 km²以内の面積の中に、50 人以上の人口をまず有する必要があります。かつ、先ほどご質問のありました、辺地度算定点数である、その地点からの距離になるんですが、役場とか医療機関、郵便局、駅またはバスの停留所等までの距離が遠隔であるなど、当該地域で算定された距離でいろいろと点数が決まっているんですけど、それで算定したものの辺びな程度をしめす点数が 100 点以上ある地域ということで、計算をしております。各地域で計算して 100 点以上あるところが、18 地域あるということで辺地に設定されております。 点数が上がっている地域につきましては、主な理由としましては、小学校の統廃合によりまして、通学する距離が伸びてしまったとか、そういうところで変更になっているというところです。
井関委員	長谷地区の整備に関して、大きく減額されておりますが、今後のこの地区の整備計画というのは、もうこれでできなくなってしまうのかどうかという点はどうなんですか。
藤井総合政策課長	辺地計画につきましては、5 ヶ年ということで計画を設定しておりますが、新しく事業を追加する必要がある場合には、今回のように変更計画を提出させていただくという形で、対応をこれまでもしておりますので、この辺地計画が辺地対策事業債という財政支援を受けるための計画でございますので、必要に応じて毎年見直しを行ってお

菊池委員長	りますので、その場合事業を実施する必要がございましたら、またこのような形で計画変更を提出させていただきたいと考えています。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 56 号総合政策課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
菊池委員長	続いて、議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）総合政策課所管分について、説明を求める。
藤井総合政策課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。
森川委員	はちのじ構想ですが、後から市民から文句が出ないように、よく検討してもらったと思います。ロータリーなんかはいまだに文句を言っている人がいますので。
藤井総合政策課長	卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業につきましては、当課だけではなく、一大プロジェクトでございますので、建設課・経済振興課、そういった関係課と連携して事業を推進させていただいております。 森川議員がおっしゃるとおり、市民の皆様にも今後いろいろと説明会とか、またホームページ等でも公表させていただいて、市民の方の意見を聞く機会なども設けさせていただいて、市民の方も一緒に協力して推進していただけますよう、こちらサイドも今後とも検討していきたいと考えております。以上でございます。
森川委員	4 階のフロアを改造しましたが、その効果も表れていない状態で、2,000 万円の効果がいつ表れるか、市民も分からんと思いますが、結果の出ないようなことをしないようにしてもらいたいと思います。
菊池委員長	暫時休憩を告げる。(9:57~10:03) 再開を告げる。 他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号総合政策課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(10:04~10:15) 再開を告げる。
菊池委員長	【まちづくり推進課所管】 議案第 50 号 西予市移住交流体験施設設置及び管理条例制定について

和氣まちづくり推進課長 井関委員	て、説明を求める。 資料により説明を行う。 連続して7日以上という設定がされている訳だが、実際に体験してみようと思うときに7日も休みを取って西予市に来て体験してみようかなという人が、どれくらいおられるのかと言ったら、なかなか1週間の休みを取って体験をしてみようということは、なかなか難しいのではないかなと思います。市長が認めるときはこの限りではないということが書いてあるので、そこの辺は融通が利くのかもかもしれませんが、条例としてここの中で7日と謳っている限りには、説明するときには7日というのが常に付きまってくるんじゃないかなと思いますので、この7日というのが非常に長いのではないかなという気がいたします。そして、使用料が1日900円と書いてあるんですけど、この900円の算出根拠は、なぜ900円になったかということを教えていただきたいと思います。
和氣まちづくり推進課長	ただ今質問がありました、7日間が長いのではという事で、質問の中にもありましたように市長が必要と認める場合はこの限りではない、としておりますが、7日間以内ということでやりますと、民間の宿泊施設を圧迫しかねないということで、この7日間ということを設定しております。できればしっかりと西予市に移住を考えて来られる方の考えの中で、実際7日間は来ていただければという思いを込めての条例制定を考えているところでございます。 それから、1日900円の金額設定ですが、先ほど説明した中に、地元の地域づくり組織に業務委託をする考えでおります。業務委託料を29万2,000円と考えております。その他この施設の維持に関しまして、浄化槽検査料とか浄化槽管理委託料等が入ります。その分を合計いたしますと、年間の維持の管理費用として32万5,000円ほどかかりますので、これを単純に365日で割りまして900円という根拠を出しております。
井関委員	算出根拠で365日という話があったんですが、実際に365日は使われる事はないんだろーと思いますので、金額はともかくとして、安いに越したことはないんだろーと思いますけど、7日間に関してなんですけど、実際に西予市に住んでももらいたいから7日間という話が出たということなんですけど、それと民業を圧迫したらいけないという話があったんですが、これをコマーシャルしていく上では、あくまでも移住フェアとかそういうところで説明していくのであれば、一般的にこれを

和氣まちづくり推進課長	見て普通に観光に来て、1日だけ泊まるという人に対してのアピールはあまりないんじゃないかなと思うので、あくまでも西予市に住んでみたい、体験してみたいという人に対してのコマーシャルであるのであれば、別に7日にしなくても、あくまでも西予市に1日でも2日でも体験してみたいという人が、来れるような体制にした方がいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。 実際に移住フェア等で1日体験の中で、この900円設定という事で、PRをすれば来られる方があると思います。でもその方が1日2日の遊び感覚の中で、来ていただく事がこの西予市にとって本当にいいことなのか、実際に今までの移住者のことを考えますと、当然地域住民との付き合いと、それから仕事の関係も加味されます。その辺をしっかりと考えていただいた方に来ていただくのが本題ではないかと思っておりますので、この7日間という方向性を出しているところでございます。
加藤副委員長	この条例が、平成29年7月1日から施行されるようですが、もう移住体験をされる方などは決まっているのですか。
和氣まちづくり推進課長	移住体験の決まっているものは現在まだありません。市といたしましても、9月くらいから移住・交流のツアーを現在計画しております。その中でも少しでも1回こちらに来ていただいて、その後体験的に1週間なり泊まっていたくような方向になればと考えています。 実際に狩江の移住の建設の予定ですが、先月5月から設計に入っておりますので、9月から工事を始める予定です。年度内での完成見込みですので、実際にここが即利用できるという方向には、今年度、年内には難しい状況ではございます。
信宮委員	先ほど、井関委員からも意見がありましたように、私も週末1日でも2日でも特別な目的はなくても西予市を1回訪れてもらって、そこで魅力が見つかるような形でもいいのかなと、思うところもあります。 それともう1点、先ほど言われました地元住民との関わりと、仕事ということで、やはり7日から30日間ということで、長期になりますと仕事を絡めて、例えばこの住宅は明浜ですので、みかん作りであるとか、西予市に移住して漁師になりたいとか、リタイアした人達だったら、景観が優れている明浜地区でのんびりと暮らしたりとか、そういうこともあると思うんですけれども、そういった仕事の体験と絡めないといけないと思うんですけれども、そういう連携はできているんでしょうか。お伺いします。

和氣まちづくり推進課長	移住者の仕事関連との取り組みの方向性は、という事でございますが、ちょうど今月西予市内にも、移住者に対しての特別組織を作りまして職員体制を現在組織しているところでございます。それから移住の方々に対しての仕事に関しても、組織を現在作る方向で進めておりますので、市全体の中で職員連携の中、移住対象者に対して問い合わせの方とか仕事の方とかを斡旋できるような、方向性を今進めているところでございます。
菊池委員長	他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手多数により、議案第 50 号まちづくり推進課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 続いて、議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）まちづくり推進課所管分について、説明を求める。
和氣まちづくり推進課長	資料により説明を行う。
森川委員	地域おこし協力隊が起業した場合、途中 1 年くらいで起業をやめた場合は、あとどうなるのでしょうか。 (休憩：10：34～10：38)
和氣まちづくり推進課長	西予市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱に記載しておりますので、交付日から起算して、3 年以内に市外に転出した場合、それから 3 年以内に事業を取りやめたり、財産を処分した場合については補助金の返還を求めるようにしています。
森川委員	今は、何の仕事をしてもしもなかなか前に向いて進まないの、起業しても成功するかどうかはその人の腕次第だと思いますが、補助金を出す前に銀行などの借入れなどは計画しないのでしょうか。
和氣まちづくり推進課長	まちづくり推進課の地域おこし協力隊に対しての補助に対しましては、この 100 万円が限度でございますが、経済振興課で持っております起業支援等経済循環モデル事業と活性化 4 事業と、それぞれの補助があります。また県の方もこういう起業支援に対して補助がございますので、そういうところの分を使っていただけるよう推進しているところでございます。
河野委員	ジオパーク拠点施設整備事業測量設計委託管理料 111 万 3,000 円ですけれども、現状の駐車場のところに水路等が判明したということですが、その内容というか、それによって工事行程とかの遅れはないのか、あるとすればどうなのかという事です。
和氣まちづくり推進課長	今後 7 月に建設の検討委員会を経まして、そこで最終的に工事場所の

河野委員 和氣まちづくり推進課長	決定がされる訳ですが、ちょうど 29 年度に基本の設計、実施設計を行いまして、30 年度から 31 年度にかけて工事、最終的に 31 年度末に全体の工事が終わるように計画しておりますので、現在のところ、この補正予算が通りましたらすぐに水路、法定外公共物の移管をいたしまして、工事が進められると思いますので、現在遅れは出ない状況と考えております。 暫時休憩を告げる。(10 : 42～10 : 44) 再開を告げる。
井関委員 和氣まちづくり推進課長	今年 29 年度ジオパークの再認定の申請ということで、審査があると思いますがその辺の影響はないのでしょうか。お伺いします。 四国西予ジオパークが認定を受けたときに、現在の地質館が黒瀬川構造帯という特化した施設となっているので、その分をジオパーク全体の拠点施設という風な方向に建設を考えなさいよと言われておりますので、今回再審査が 10 月から 11 月に行われますが、その審査の時には、現在の 29 年度の基本計画、実施設計の説明をして審査員にこのように進んでいるということをアピールしたいと考えております。
井関委員 和氣まちづくり推進課長	協力隊の起業の内容というのが分かれば教えてほしい。 藤田隊員の現在興しております、合同会社メニークエストという会社を興されております。藤田隊員は土居地区のふるさと創生会の特産品開発部門の中におきまして、現在までも、ゆず茶とか栗茶、それからゆずコーラなどの販売等を計画すすめておられます。そういったことで、藤田隊員は、地域の農産物、加工品、それらを販売して利益を上げる会社を考えておられる状況でございます。
井関委員 和氣まちづくり推進課長 井関委員	ジオパークの基金ですが、残高はいくらくらいありますか。 現在の残高は、8,337 万 5,000 円となっております。 今年はジオパークの再認定の年ということでございますので、この基金を有効に利用していただきまして、再認定が受けられるように、今から 10 月までの期間いろいろな事ができると思いますが、有効に利用していただきたらと思います。
菊池委員長	他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号まちづくり推進課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(10 : 53～10 : 54) 再開を告げる。

菊池委員長	【監理用地課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号監理用地課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（10：57～11：02） 再開を告げる。
片山監理用地課長	
菊池委員長	
松川教育部長	【教育部】 【教育総務課所管】 挨拶を行う。
菊池委員長	議案第 51 号西予市教員宿舍条例の一部を改正する条例制定について、説明を求める。
沖村教育総務課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。
井関委員	教職員住宅が 52 戸あると言われたんですけど、その中で実際に 6 戸は入居されているという事ですが、その中ですぐにでも住める住宅というのはどの位あるんですか。
沖村教育総務課長	今回方針を示した中には、まず新耐震基準に準じているかどうか、昭和 56 年の 6 月 1 日以降に建築確認を受けた住宅、これを基本的に残すこととしております。これが今回、市営住宅への移管ということになりますけども、これが概ね 8 戸程度の移管が可能かと考えております。 暫時休憩を告げる。（11：08～11：09） 再開を告げる。
沖村教育総務課長	訂正をさせていただきます。先ほど 8 戸と申し上げましたが、8 棟 21 戸の間違いであります、失礼をいたしました。
菊池委員長	他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 51 号教育総務課所管分については、当委員

	会においては原案可決の旨を告げる。 【教育総務課・学校教育課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、関連しているので、一括説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 小学校情報教育振興事業費ですが、その中の「通級指導教室」という聞き慣れない言葉なんですけど、内容的にはどういうことになるんでしょうか。 通級による指導とは、小学校または中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童・生徒に対して、主に各教科等の指導を通常の学級で行いながら、生涯に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態でございます。 もうちょっと具体的に教えてもらえますか。 例えば、理科の授業のときは通級指導を受けに通級教室へ行きます。それ以外の授業は在籍する通常学級へ、そして給食等については通常学級で他の児童と一緒に食事をするというような形でございます。特別指導が必要な教科に対して、その教室に行って指導をしてもらう、ということでございます。 若干補足をさせていただきます。軽度の障害の児童に対してこういった措置を行う訳なんですけど、障害の程度によりまして、特別支援学校、その次は小中学校における特別支援教室、そして普通学級とある訳なんですけど、特別支援学級と普通教室の間といったような位置付けの児童に対して行う教育だと、いう風に理解していただいたら分かりやすいかと思います。 その通級指導教室の方が使われる機器、ソフトというので予算があがっているんですが、そのソフトの使い方みたいなのはどういう風にされるんですか。 今回の補正予算の内容につきましては、特に指導される先生用のノートパソコンや、プリンタ、プリンタは現状のものを使います。あと、無線 LAN 工事等の費用を計上させていただいております。通級指導教室に通う児童さんについては、それぞれ学年や障害の種類、程度等もさまざまでございます。そのことで事前に想定した教材では対応できないこともありますので、どうしても臨機応変に対応するために機
菊池委員長	
沖村教育総務課長	
菊池委員長	
井関委員	
沖村教育総務課長	
井関委員	
沖村教育総務課長	
松川教育部長	
井関委員	
沖村教育総務課長	

井関委員	材の準備が必要だという事で、今回計上させていただいています。
沖村教育総務課長	この事業における、この危機・ソフトの導入というのは、教える側、先生側が必要な器具・機材と考えたらよろしいですか。
菊池委員長	指導される先生が個別に対応できるような、教材を作ったりするために必要なものでございます。
菊池委員長	暫時休憩を告げる（11：24～11：25） 再開を告げる。 他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号教育総務課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 続いて、採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号学校教育課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる（11：26～11：28） 再開を告げる。
菊池委員長	【生涯学習課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。
小玉生涯学習課長	資料により説明を行う。
菊池委員長	質疑を諮る。
井関委員	野村公民館の耐震化事業なんですけども、今ちょうど野村においては乙亥会館の改修も始まるということで、場所がなかなか借りられないというのが、今はまだ大丈夫だが 7 月に入るとそうなるんじゃないかと心配されているが、公民館の耐震化については、3 階のホールなんかも全部使えなくなるんでしょうか。
岡上野村教育課長	この部屋は使える、この部屋は使えないというような事をしますと混乱を生じますので、9 月から 3 月まで全部の部屋を使用禁止ということで、させていただきますように、6 月から周知をするようにしております。なお 9 月に入りますと入札、また業者が決定しますので、利用団体を集めて説明の方はさせていただいたと思っています。
菊池委員長	他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号生涯学習課所管分については、当委員

菊池委員長 土居文化体育振興課長 菊池委員長	会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる（11：33～11：35） 再開を告げる。 【文化体育振興課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 举手全員により、議案第 59 号文化体育振興課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（11：37～11：39） 再開を告げる。
菊池委員長 山口会計管理者 板倉会計課長補佐 菊池委員長	【会計課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 挨拶を行う。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 举手全員により、議案第 59 号会計課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（11：42～11：44） 再開を告げる。
菊池委員長 西川消防長 佐藤消防総務課長 菊池委員長	【消防総務課所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。 挨拶を行う。 資料により説明を行う。 質疑を諮る。

井関委員	幼年クラブの方に、鼓笛隊セットを購入するということでございますが、幼年クラブというのは、各学校全てにあるのでしょうか。
樫本防災課長	幼年消防クラブについてご説明いたします。三瓶町を除きますが、市内に 15 ヶ所の幼年消防クラブがございます。その中で4クラブ、宇和町内の4クラブが鼓笛隊というのを作っております。鼓笛隊につきましては、日本防火協会の鼓笛隊セット寄贈という事業がありまして、その事業により4クラブに配布があったものを使用しております。その鼓笛隊セットが古くなったものがございますので、その更新ということで申請をしたものであります。
信宮委員	消防団装備整備事業という事で、今回の事ではないんですけども、関連してこの整備事業でお聞きしたいと思っていましたので、お聞きいたします。 現在、消防団に支給する長靴はないと思っているが、それで間違いはないでしょうか。
佐藤消防総務課長	現在は編上げ靴を支給しておりまして、長靴はございません。
信宮委員	私も昨年消防団を辞めさせていただきまして、28年間やった訳なんですけど、一番最初に長靴が支給されて、その長靴は下に鉄板が入っておったものをいただいて、5年くらい経ったらぼろぼろになって、皆でやっぱり鉄板が入った長靴が欲しいよなという話をしていたんですが、この前の横林の火事にもありましたように、ああいう瓦礫の中で、水浸しの中で編上げ靴を履いて現場に行く人はいないと思うんですよ、皆長靴で行くと思うんですけど、なかなか個人で買うときに下に鉄板が入っている長靴は、なかなか用意をしないんじゃないかと思うんですけど、消防団の安全も考えて、鉄板が入っている長靴の支給は重要じゃないかなと思うんですけど、その辺のお考えはいかがでしょうか。
佐藤消防総務課長	これは、長靴から編上げ靴に替えたという経緯がございまして、先ほど信宮議員おっしゃるとおり、安全性に欠けるのではないかという意見から、今の編上げ靴、安全靴に替えたという事なんですけれども、今の安全靴はファスナー式になっておりまして、非常に履きやすい、脱ぎやすい形になっております。なので、昔の編上げのようにいちいち紐をほどかないと履けないというものではございませんので、その辺でこの仕様がいいと、いう風に決定したものでございます。
信宮委員	現在も火事があるときに、編上げ靴を履いて現場に行くようにという指導をされておるのでしょうか。

佐藤消防総務課長 信宮委員	そのとおりでございます。 実際には、長靴の方が多いと思うんですけど、その辺いかがなんでしょうか。
佐藤消防総務課長	消防団の装備につきましては、一定のガイドラインがございます。この強度のものまたはこういった安全性を有するもの、手袋にしてはこういったものという風な一定のガイドラインがありまして、それに基づいて指揮をしているというところでありますので、長靴よりは編上げ靴の方が、安全性が高いというところがあってこういう風にしたというところなんです、実際上は信宮議員おっしゃるように、履きやすい、脱ぎやすいと申しましても、長靴ほど履きやすい、脱ぎやすいという事はございませんので、現場においては長靴を使用している人も多いのかなと、いう風には思っております。予算の件もでございますので、両方支給するという事は難しいのかなと考えております。
菊池委員長	他に質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号消防総務課課所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる（12：00～12：02） 再開を告げる。
菊池委員長	【監査事務局所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。
大塚事務局長 菊池委員長	資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号監査事務局所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。（12：04～12：05） 再開を告げる。
菊池委員長	【議会事務局所管】 議案第 59 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算（第 2 号）について、説明を求める。

道山事務局長 菊池委員長	資料により説明を行う。 質疑を諮る。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 59 号議会事務局所管分については、当委員会においては原案可決の旨を告げる。
加藤副委員長	閉会宣言：午後 0 時 0 7 分